

保護者 各位

市原市長 小出 譲治
(公印省略)

保育所等の段階的な再開について (通知)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一斉休所(園)や御家庭での健康観察等、皆様に多大なる御協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

さて、本市では、この拡大防止への対応として、5月31日(日)まで保育所等を原則休所(園)としておりましたが、6月1日より通常の保育へと段階的に移行していくため、一斉休所(園)及び登所(園)自粛について下記のとおりといたします。

保護者の皆様には、引き続き御不便をおかけすることとなりますが、お子様や保護者の皆様、施設の職員を新型コロナウイルス感染症から守るための取組に、御理解と御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願ひします。

記

1. 保育所等再開に向けての段階的な対応

(1) 第1段階: 休所(園)中の保育の実施(継続)

① 実施期間

(実施中) 5月31日(日)まで

② 実施方法

家庭での保育ができない理由がある旨を申立した方について、保育を実施します。

(2) 第2段階: 登所(園)自粛のお願い

① 開始日

6月1日(月)

※今後感染拡大の状況を判断し、通常保育に移行していく予定です。

※6月1日以降も、感染の状況によっては、再度の一斉休所(園)とすることがあります。

② 実施方法

自粛期間中の登所(園)の有無については、5月28日(木)までに、「保育意向確認書」を各施設に提出してください。

2 自粛期間における依頼内容

令和2年6月1日(月)以降については、感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育の御協力をお願いすることといたします。

ただし、この期間は段階的に通常保育へ移行していくための準備期間として、保育所等の利用を御希望される場合は、受け入れて頂くよう施設をお願いしています。

3 自粛に協力いただいた場合の保育料及び給食費

※一斉休所(園)期間中と同一の対応となります。

保育料は、実際に登所(園)した日数に応じて賦課します。5月と同様に一度月額を徴収し、後日、日割り計算等により返金(相殺)をいたします。

給食費は、公立保育所・認定こども園は実際に登所(園)した日数に応じて賦課します。5月と同様に一度月額を徴収し、後日、日割り計算等により返金(相殺)いたします。私立施設については、食材料費の注文等を施設がキャンセルできる食数分は、減額するよう市から依頼しています。

4 育児休業期間延長に伴う復職の期限(該当者の方のみ)

育児休業からの復職の期限を自粛期間終了日の属する月の翌々月の1日まで延長します。但し、就労(内定)証明書(新型コロナウイルスに係る育児休業延長確認用)を自粛期間終了日の属する月の、翌々月末までに保育施設(小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業を除く)または保育課へ御提出ください。

5 求職活動の期間について(該当者の方のみ)

保育施設の入所要件が「求職活動」となっている方は、認定期間を自粛期間終了日の属する月の3か月後の月末まで延長します。

【問い合わせ先】市原市役所 子ども未来部 保育課 電話 0436-23-9829(直通)